第２期山形県ニホンジカ管理計画（案）の概要について

資料２－１

令和７月２月14日
環境エネルギー部

１ 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、県内に生息するニホンジカ（「以下」シカという。）について、科学的かつ計画的な管理により、被害を抑制し、生活環境の保全及び農林業の健全な発展を図ることを目的とする。

２ 期間

令和７年４月１日から令和12年３月31日まで（５年間）

３ 現状

（１）生息動向

・本県において、大正中期の記録を最後にシカの生息情報はなく絶滅したものとみられてきたが、平成21年度に大石田町での目撃が報告されて以降、目撃頭数が徐々に増え、令和５年度は239頭に増加している。また、目撃地域もほぼ県内全域に拡大している。

・目撃個体の構成は、メス及び幼獣の目撃情報が増加傾向にあり、県内で定着・繁殖している地域がある。今後、生息数が増加し、農林業や自然植生への深刻な被害を及ぼすことが懸念されている。

（２）被害状況

ア　農業被害
平成30年度から被害が報告され始め、令和５年度は0.58haの被害があった。

イ　林業被害
数値として報告はされていないが、捕獲された個体の胃から大量のスギの葉が確認されている。

ウ　自然植生被害
大規模な被害は確認されていないが、広葉樹の樹皮剥ぎや食痕が確認されている。

エ　生活環境被害
自家用農作物や交通事故被害の報告数は少ない。

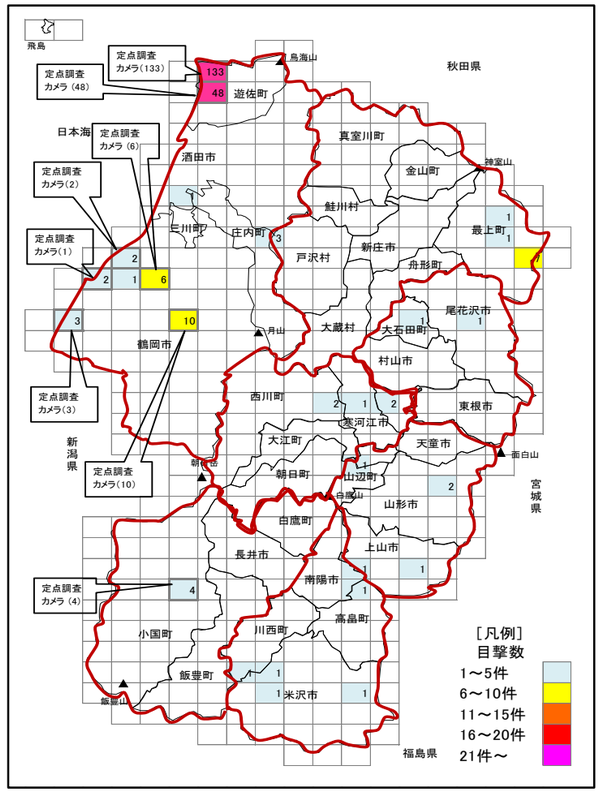

生息確認位置図（R5）

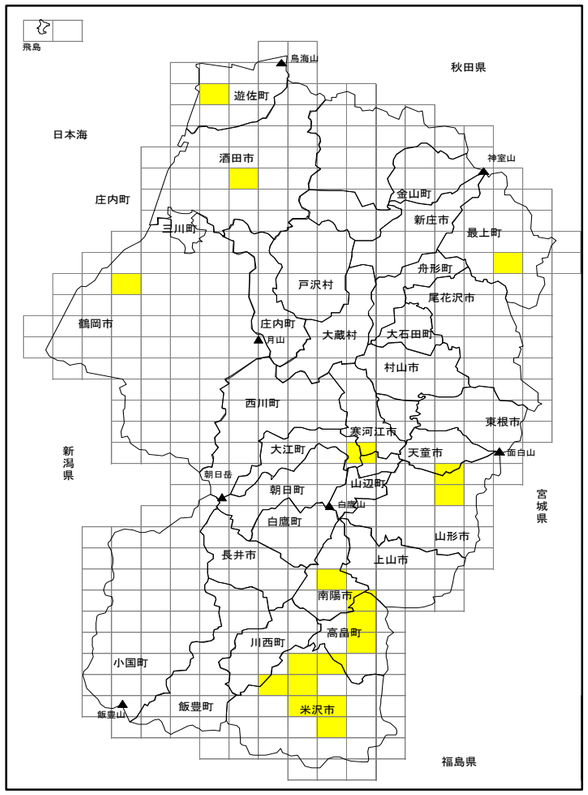

農業被害位置図（H30～R5 ）

４ 政策目標

農作物（出荷用及び自家用）については以下のとおり。

（１）農作物の被害程度抑制（アンケート結果）
　現状　令和５年度：すべて「軽微」（５市町村）
　目標　令和11年度：すべて「軽微」

（２）農作物の被害範囲抑制（５km×５kmのメッシュ数）
　現状　令和５年度：９
　目標　令和11年度：20以下（県内総メッシュ数の５％以内）

その他の被害（林業被害、自然植生被害、生活環境被害）はほとんど確認されていないので、継続的な調査で推移を見守る。

５ 各主体の主な役割分担

	国	県	市町村	地域住民等
計画・体制		●計画運用（政策、施策評価） ●効率的技術・体制検討		
モニタリング	●効果的手法共有 ●目撃、痕跡及び被害把握及び共有	●データ収集、分析、運用等 ●市町村や地域住民等に結果提供	●県に捕獲等の情報提供 ●データ収集、分析、運用等 ●県や地域住民等に結果提供	●県に目撃等の情報提供
対策（侵入防止）	●国有林、国立公園、国指定鳥獣保護区内対策検討	●市町村事業の技術的・経済的支援	●地域住民等事業の技術的・経済的支援	●防護柵設置、管理 ●藪の刈払い
対策（捕獲）	●国有林、国立公園、国指定鳥獣保護区内対策検討	●捕獲許可基準、狩猟規制設定 ●捕獲許可 ●個体数調整（指定管理鳥獣捕獲等事業） ●市町村事業の技術的・経済的支援	●捕獲許可 ●有害捕獲 ●鳥獣被害対策実施隊等設置	
普及啓発	●先進的取組み事例共有	●県民への普及啓発	●地域住民等への主体的取組み促進	

６ 施策

次により、政策の評価及び確実な実施につなげる。

（１）内容

ア　被害抑制技術の具体化及び普及
・食害等の高リスク地域から優先的に対策を進めるため、リスクマップを活用し、電気柵やネット柵等の侵入防止柵の設置と加害個体等の低密度化を進める。
・環境整備対策、侵入防止対策及び捕獲対策について、気象や地域特性等に合った技術を確立し、全県に普及させる。

イ　人材育成・体制整備
・侵入防止柵の設置、管理及び集落点検等を推進する地域の指導者を育成する。
・趣味としての捕獲を行う狩猟者と、有害捕獲などの公共事業を担う捕獲者をそれぞれ育成する。
・効果的かつ継続的な被害防止対策のための地域ぐるみの体制を整備する。

（２）目標

ア　被害対策の普及啓発を40集落以上で実施
イ　被害面積の増加率（令和５年度基準）以上の防護柵を設置

※政策・施策の評価のため、持続可能なモニタリングを実施する。

７ その他

（１）錯誤捕獲対応の実施体制等
・錯誤捕獲防止のためのくくりわなの使用制限（狩猟除く）　・放獣体制の整備

（２）感染症対策
ライム病などのダニ媒介性感染症感染リスクの普及啓発